



かながわ消費生活

# 注意・警戒情報

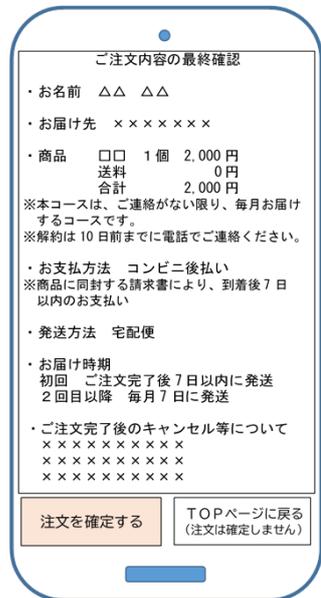
スクリーンショット  
ネット通販を利用するなら **画面保存!** 

**相談事例** インターネット通販で、1回だけのお試しのつもりで化粧品を購入したら、定期購入だった。購入申込時の画面表示は覚えていない。高額なので、解約したい。



事業者と契約内容でトラブルとなる場合に備え、**最終確認画面\***を保存するようにしましょう!

※インターネット通販サイトで、消費者が「注文を確定する」等のボタンを押すことで、契約完了となる画面のこと



【最終確認画面の例】

1 インターネット通販では、クーリング・オフ制度がありません。注文前に、**最終確認画面**で、次の事項を確認しましょう。

- 分量
- 販売価格・対価
- 支払いの時期・方法
- 引渡・提供時期
- 申込みの撤回、解除に関すること
- 申込期間（期限のある場合）

2 契約内容に問題がなければ、契約トラブルに備え、**最終確認画面**を保存した上で、「注文を確定する」等のボタンを押しましょう。



スマートフォンでの画面保存（スクリーンショット）のやり方

**Android の場合の例**

**例** 音量（小）ボタンと電源ボタンを同時に押す。



動画はこちら→

**iPhone の場合の例**

**例1** 音量（大）ボタンと電源ボタンを同時に押す。

**例2** ホームボタンと電源ボタンを同時に押す。



動画はこちら→

※動画は、2024年3月31日までご覧いただけます。

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

**消費者ホットライン**  
トラブルで困ったときはお電話を!

局番なし **188**番

**LINE** 国民生活センター公式LINE  
はこちら▶▶▶



ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役にください。  
まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課（045-312-1121）へお問合せください。

# 「いつもと違う」は消費者トラブルのサインかも？

本人がトラブルに気づけない場合もあるため、  
家族や自治会など身近な方の見守り、気づきが大切です。

高齢、障がい  
認知症…

段ボールや  
商品が山積み



工事を頻繁に  
している



話好きなのに  
口数が減った



身近な方が感じる「いつもと違う」は消費者トラブルの  
サインかもしれません。

身近な消費生活相談窓口にご相談ください。

消費生活出前講座を地域の集まりなどにご活用ください！

出前講座の詳細はこちら



## 若者のための消費生活相談



日 程：令和6年1月18日（木）、19日（金）

相談受付時間：9：30～17：00

受付電話：045-311-0999

※詳細は、県ホームページ「若者のための消費生活相談」をご確認ください。



◆この相談期間外でも、消費生活相談は、平日9時30分から17時、土曜日9時30分から16時30分まで受け付けています。（祝日及び年末年始を除く）

このような契約トラブルはありませんか？お気軽にご相談ください！

- ・脱毛エステの無料体験に行ったら、高額な契約をしてしまった…。
- ・賃貸マンションを退去するとき高額な原状回復費用を請求された！



困ったときは、  
一人で悩まず  
地元市町村の  
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局  
くらし安全部消費生活課  
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



Facebook



X(旧Twitter)